四　私的録音録画補償金を受ける権利を有する者に対する措置及び私的録音録画補償金の返還に関する措置　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月中に、一般社団法人私的録画補償金管理協会に債権を有する者に対し、掲載の翌日から二箇月以内にその債権を申し出るべき旨の公告を官報において行う。

五　著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のための支出に関する措置　清算後に生じる残余財産は、公益社団法人著作権情報センターに譲渡する。

○厚生労働省告示第百九十九号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十条の二第一項の規定に基づき、食事による栄養摂取量の基準（平成二十二年厚生労働省告示第八十六号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食事による栄養摂取量の基準

（目的）

第一条　この基準は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十条第一項に規定する国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、国民がその健康の保持増進を図る上で、食事により摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量に関する事項を定めることにより、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進することを目的とする。

（定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　食事摂取基準　食事による栄養素摂取量の基準をいう。

二　ボディ・マス・インデックス　体重（キログラム）を、身長（メートル）の二乗で除した数値をいう。

三　推定エネルギー必要量　性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、その身体活動の程度に応じて、熱量の摂取不足又は過剰摂取による健康障害が生じる可能性が最も低くなると推定される一日当たりの熱量をいう。

四　推定平均必要量　性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者の半数について、一日当たりに必要とする栄養素の量を満たすと推定される栄養素の摂取量をいう。

五　推奨量　性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者の大多数について、一日当たりに必要とする栄養素の量を満たすと推定される栄養素の摂取量をいう。

六　目安量　性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、良好な栄養状態を維持するために十分であると推定される一日当たりの栄養素の摂取量をいう。

七　目標量　性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、生活習慣病の予防を目的として、目標とすべき一日当たりの栄養素の摂取量をいう。

八　耐容上限量　性別及び年齢階級ごとに、当該性別及び年齢階級に属する者について、過剰摂取による健康障害が生じる危険性がないと推定される一日当たりの栄養素の摂取量をいう。

（熱量の食事摂取基準）

第三条　エネルギーの摂取量及び消費量のバランスの維持を示す指標として、目標とするボディ・マス・インデックスの範囲は別表第一のとおりとする。

（栄養素の食事摂取基準）

第四条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十一条第一項並びに第二項第一号及び第三号に掲げる栄養素について、推定平均必要量、推奨量、目安量、耐容上限量又は目標量は、それぞれ別表第二から別表第三十四までのとおりとする。

別表第一　熱量の食事摂取基準（目標とするボディ・マス・インデックスの範囲）（第三条関係）

年齢（歳）	目標とするボディ・マス・インデックス（kg/m²）
18～49	18.5～24.9
50～69	20.0～24.9
70以上	21.5～24.9

（注）参考値として、十八歳以上の男女共通の値を策定したものである。

（参考一）　推定エネルギー必要量（kcal／日）

性別	男性			女性		
年齢等 ＼ 身体活動レベル※	低い（Ⅰ）	普通（Ⅱ）	高い（Ⅲ）	低い（Ⅰ）	普通（Ⅱ）	高い（Ⅲ）
0～5（月）	—	550	—	—	500	—
6～8（月）	—	650	—	—	600	—
9～11（月）	—	700	—	—	650	—
1～2（歳）	—	950	—	—	900	—
3～5（歳）	—	1,300	—	—	1,250	—
6～7（歳）	1,350	1,550	1,750	1,250	1,450	1,650
8～9（歳）	1,600	1,850	2,100	1,500	1,700	1,900
10～11（歳）	1,950	2,250	2,500	1,850	2,100	2,350
12～14（歳）	2,300	2,600	2,900	2,150	2,400	2,700
15～17（歳）	2,500	2,850	3,150	2,050	2,300	2,550
18～29（歳）	2,300	2,650	3,050	1,650	1,950	2,200
30～49（歳）	2,300	2,650	3,050	1,750	2,000	2,300
50～69（歳）	2,100	2,450	2,800	1,650	1,900	2,200
70以上（歳）	1,850	2,200	2,500	1,500	1,750	2,000
妊婦（付加量） 初期				＋50	＋50	＋50
妊婦（付加量） 中期				＋250	＋250	＋250
妊婦（付加量） 後期				＋450	＋450	＋450
授乳婦（付加量）				＋350	＋350	＋350

※　身体活動レベルは、１日のエネルギー消費量を１日当たりの基礎代謝量で除した指数であり、低い、普通、高いの三つのレベルとして、それぞれⅠ、Ⅱ、Ⅲで示した。